

不動産業6団体による犯罪収益移転防止等に関する措置の徹底について(申し合わせ)

「不動産業における犯罪収益移転防止及び反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会」(事務局：(公財)不動産流通推進センター)は、業界を挙げて、不動産業における犯罪収益移転防止等に関する措置を徹底するため、以下の申し合わせをしたことをお知らせします。

1. 趣旨

2028 年の FATF(※)による第 5 次対日相互審査に向け、国土交通省が 2025 年 6 月 27 日付事務連絡「犯罪収益移転防止等の厳正なる遵守について」を発出したことを踏まえ、不動産業6団体(※)は、「不動産業における犯罪収益移転防止及び反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会」を開催し申し合わせを行いました。

※FATF (マネーロンダリング対策における国際協調を推進するために設置された政府間会合)

※不動産業 6 団体 (公社)全国宅地建物取引業協会連合会 (公社)全日本不動産協会 (一社)不動産協会
(一社)不動産流通経営協会 (一社)全国住宅産業協会 (公財)不動産流通推進センター

2. 申し合わせの内容

(1)犯罪収益移転防止法の啓発

各団体は下記①～③を実施

- ①犯罪収益移転防止法に関する研修等を会員に対して毎年度 1 回以上実施
- ②犯罪収益移転防止法に関する教育動画の会員に対する閲覧促進
- ③犯罪収益移転防止法に関するハンドブックの会員に対する閲覧促進

(2)不動産業反社会的勢力データベース等の活用

- ①原則として、すべての売買取引について、取引当事者が反社会的勢力に該当しないか否か、上記データベースにより確認。(取引金額が200万円以下の場合は照会不要)
- ②上記データベースを活用した結果、「該当可能性あり」となった場合は、原則として『疑わしい取引』として届出を実施。

(3)犯罪収益移転防止法に係る体制整備

各団体は犯罪収益移転防止法で義務付けられている「統括管理者」の選任を会員に促進

(4)犯罪収益移転防止法に基づく「疑わしい取引」の届出の手續の支援

- ①当センターは、上記届出の手續を支援するため、国土交通省及び警察庁と協力して、e-Gov による届出手続等に関する研修の開催、教材資料の作成等を実施
- ②当センターは、e-Gov による届出も補完するため、届出様式について電子入力ができる様式に変更し、各団体は当該様式をホームページ等に掲載

本件に対する問い合わせ先：不動産流通センター研究所(担当：古川、奥田 TEL:03-5843-2065)